

岩手県告示第312号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成25年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

平成25年4月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
盛岡市	盛岡市川目第1地割、根田茂第8地割の各一部、築川第7地割の一部
宮古市	宮古市赤前第13地割、第15地割、第16地割、第17地割の各一部、赤前第11地割、第12地割、第14地割、音部第1地割、第4地割、第5地割、第6地割の各一部、重茂第1地割、第2地割、第3地割、第4地割、第5地割、第6地割、第7地割、第11地割、第12地割、第13地割、第14地割、第16地割、第17地割、第18地割、第19地割、第20地割、第21地割、第22地割、第23地割、第24地割、第25地割、第26地割、第29地割、第30地割の各一部、重茂第15地割、白浜第1地割、第2地割、第3地割
遠野市	遠野市上郷町細越34地割、35地割、38地割の各一部、細越40地割、41地割、42地割、43地割、44地割
一関市	一関市千代田町、字千刈田、字機織山、字沢の一部、真柴字中田、千刈田の一部
釜石市	釜石市甲子町第3地割、第4地割、第5地割、第6地割、第7地割、第8地割、第9地割の各一部、甲子町第2地割、大字釜石第12地割の一部、上中島町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、岩井町、橋野町第1地割、第2地割
奥州市	奥州市水沢区東大通り、太日通り、真城字大槻の各一部、江刺区梁川字砥谷沢の一部、最中沢、藤里字前田、平場の各一部、平峠
滝沢村	岩手郡滝沢村鶴飼字鬼越の一部、滝沢字平蔵沢の一部
金ヶ崎町	胆沢郡金ヶ崎町永沢の一部
大槌町	上閉伊郡大槌町金沢第35地割、第37地割
山田町	下閉伊郡山田町船越第22地割、第23地割の各一部、船越第21地割、織笠の一部
田野畑村	下閉伊郡田野畑村長根、日蔭
一戸町	二戸郡一戸町女鹿字中崎、上女鹿、大久保、焼切、新田の各一部、女鹿字沢内、根反字内ノ沢、川向、小根反、野磯鶏

2 調査期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで